

# 新型コロナウイルス等感染症発生時における業務継続計画

# 新型コロナウイルス等感染症発生時における業務計画

※チェックボックスがある項目は本計画をチェックリストとして直接記載をすること。

## 第 I 章 総則

### 1 目的

本計画は、新型コロナウイルス等感染症の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

### 2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

### 3 主管部門

本計画の主管部門は、法人本部とする。

## 第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

### 1 対応主体

法人本部の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

### 2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者として ① 管理者→②サ責（入職順）→③各利用者宅筆頭ヘルパーの順番で判断権限を移動する。	
(2) 情報の共有・連携	<input type="checkbox"/> 情報共有範囲（Ⅲ 2（1）の第一報リスト参照）	
(3) 感染防止に向けた取組の実施	情報収集と感染防止に向けた取組の実施 <input type="checkbox"/> 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集（法人本部） <input type="checkbox"/> 基本的な感染症対策の徹底（チームごと） <input type="checkbox"/> 利用者・職員の体調管理（法人本部）	
(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	感染防止の観点から各利用者宅に2週間以上分を備蓄する	
(5) 職員対応	法人本部において相談窓口の設置	
(6) 業務調整	感染防止対策を行った上での業務を承諾した方のみ、法人本部労務にて業務量確認をしつつ派遣	
(7) 研修・訓練の実施	最新のBCPの共有と内容に関する研修・訓練（年1）	
(8) BCPの 検証・見直し	半年に1回行う委員会にて課題の確認と見直しを行い、変更があった場合は速やかに周知を行う。	

## 第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

### 1 対応主体

〇〇の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	管理者	法人本部
医療機関、受診・相談センターへの連絡	管理者	Ⅱ 2 (1) 参照
利用者家族等への情報提供	管理者	法人本部
感染拡大防止対策に関する統括	管理者	法人本部

### 2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	
(1) 第一報	① 管理者へ報告□ ② 主治医・相談センターへ連絡□ ③ 事業所内・法人内の情報共有□ ④ 指定権者への報告□ ⑤ 相談支援事業所への報告□ ⑥ 別居の場合家族への連絡□	-
(2) 感染疑い者への対応	【利用者】 □ 感染対策を行った上で承諾したヘルパーのみサービス提供 □ 医療機関受診（往診の主治医中心） 【従事者】 待機（Ⅲ 2 (2) 参照）	
(3) 消毒・清掃等の実施	チームごと徹底する	

## 第Ⅳ章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

### 1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	管理者	法人本部
関係者への情報共有	管理者	法人本部
感染拡大防止対策に関する統括	管理者	法人本部
業務内容検討に関する統括	管理者	法人本部
勤務体制・労働状況	管理者	法人本部
情報発信	管理者	法人本部

### 2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	
(1) 保健所との連携	⑦ 濃厚接触者の特定への協力 ⑧ 感染対策の指示を仰ぐ	
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 最低限ケアの内容・方法の確認を行い実施 【職員】 自宅待機（ご家族がいる場合協力可能なホテル等での待機）	
(3) 職員の確保	感染の拡大を防ぐ意味あいから他チームからの派遣は行わない。 介助ローテーションがままならなくなる場合は入院を勧める。	
(4) 防護具・消毒液等の確保	Ⅱの2の(4) 参照	
(5) 情報共有	Ⅲの2の(1) 第一報リスト参照	
(6) 業務内容の調整	提供サービスの検討（継続、変更）	
(7) 過重労働・ メンタルヘルス対応	法人本部にて過重労働にならないよう労務管理を行う 法人本部相談窓口がメンタルヘルス窓口を兼ねる。	
(8) 情報発信	関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応が必要な場合は情報を聞き取った上で法人本部が行う。	

## <更新履歴>

更新日	更新内容
2022年3月1日	作成

## 参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」:

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)